

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第22条に基づく法人の業務方法書の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第2章 業務の方法 (大学及び高等専門学校<sup>1</sup>の設置及び運営)</p> <p>第3条 法人は、広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備えるとともに応用力や実践力に富む有為な人材を養成するため、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校<sup>2</sup>を設置し、これを運営するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 業務の方法 (大学の設置及び運営)</p> <p>第3条 法人は、広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備えるとともに応用力や実践力に富む有為な人材を養成するため、大阪府立大学を設置し、これを運営するものとする。</p>
<p>(略)</p> <p>(学習機会の提供及び社会貢献)</p> <p>第6条 法人は、府民の生涯学習への需要に応えるよう、社会人の受け入れの推進や多様な公開講座の充実に取り組み、幅広く学習機会を提供するとともに、大学及び高等専門学校<sup>1</sup>に蓄積された知識や技術を積極的に社会に還元し、地域社会及び国際社会の発展に寄与するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(学習機会の提供及び社会貢献)</p> <p>第6条 法人は、府民の生涯学習への需要に応えるよう、学部・大学院<sup>3</sup>における社会人の受け入れの推進や多様な公開講座の充実に取り組み、幅広く学習機会を提供するとともに、大学に蓄積された知識や技術を積極的に社会に還元し、地域社会及び国際社会の発展に寄与するものとする。</p>
<p>(略)</p> <p>附 則 この業務方法書は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>(略)</p>

## 【案】

### ○公立大学法人大阪府立大学業務方法書

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び大阪府地方独立行政法人法施行細則（平成17年大阪府規則第30号）の規定に基づき、公立大学法人大阪府立大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

##### (業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項及び法第78条第1項の規定により大阪府知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

#### 第2章 業務の方法

##### (大学及び高等専門学校<sup>1</sup>の設置及び運営)

第3条 法人は、広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備えるとともに応用力や実践力に富む有為な人材を養成するため、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校<sup>2</sup>を設置し、これを運営するものとする。

##### (学生支援)

第4条 法人は、学生が学習しやすい環境づくりを推進し、全ての学生に対し、修学、進路選択や心身の健康等に関する相談など学生生活に関する相談・情報提供などの支援活動を行うものとする。

##### (受託研究等)

第5条 法人は、民間企業や試験研究機関等との間の共同研究や受託研究、これらへの技術指導を拡充するなど、法人以外の者と連携して教育研究活動の推進に取り組むものとする。

##### (学習機会の提供及び社会貢献)

第6条 法人は、府民の生涯学習への需要に応えるよう、社会人の受け入れの推進や多様な公開講座の充実に取り組み、幅広く学習機会を提供するとともに、大学及び高等専門学校<sup>3</sup>に蓄積された知識や技術を積極的に社会に還元し、地域社会及び国際社会の発展に寄与するものとする。

##### (附帯事業)

第7条 法人は、第3条から前条までに掲げる業務を効果的かつ効率的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うことができる。

#### 第3章 業務の委託等

##### (業務の委託)

第8条 法人は、公立大学法人大阪府立大学定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することが認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

##### (委託契約)

第9条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

##### (契約の方法)

第10条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他法人の規則で定める場合は、指名競争又は随意契約に付すことができるものとする。

#### 第4章 雑則

第11条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、別に定めるものとする。

#### 附 則

この業務方法書は、大阪府知事の認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則

この業務方法書は、平成23年4月1日から施行する。